

5 令和2年度（2020年度）の課題と
令和3年度（2021年度）の取組み予定

令和2年度（2020年度）の課題

新たな課題に対応した
屋外広告物条例の検討

条例の検討では、災害時の安全管理、デジタルサイネージを含むLED照明付き広告物等の新しいタイプの広告物への対応、鎌倉市景観計画で定めている屋外広告物の形態・意匠に関する事項や地域の暗黙のルール・明文化の必要性が明らかになりました。

コロナ禍における普及啓発事業の実施

新型コロナウイルスの影響を受け、親子景観セミナーなどの景観まちづくりに関する普及啓発事業の実施を見送ることとなり、オンライン等を活用した新しい形での事業継続が求められました。

若宮大路・小町通り
景観形成ガイドラインの運用

コロナ禍において、ガイドライン適用範囲で実施できた事前協議は多くありませんでした。

しかし、テナントビルでは、商業者の入れ替わりがあり、小規模な改修や屋外広告物の新設により、まちの景観が細やかに変化しました。

持続可能な景観まちづくりのために、このようなまちの変容を記録し、共有、評価、発信する必要性を再確認しました。



◀若宮大路・小町通り
景観形成ガイドライン

令和3年度（2021年度）の取組み予定

鎌倉市屋外広告物条例の制定

条例制定に先駆けて、商店会等と連携した地域の活力・魅力向上につながるエリアマネジメント広告の実証実験を行うほか、条例（案）へのパブリックコメントを実施し、令和4年4月の施行を目指します。

景観重要建築物等の指定検討

令和元年度新たに戦後モダニズム建築を景観重要建築物等に指定しましたが、一方で戦前期の近代建築の中にも優れた景観的価値を持つ未指定物件が残されており、その維持保存のため、景観重要建築物等の指定を検討します。

景観保存建築物の
保存活用の推進に関する要綱の運用

令和元年度に策定した景観保存建築物の保存活用の推進に関する要綱については、保存活用希望者台帳の登録者が増え、周知が進んできました。今後、運用に向けて、所有者、保存活用希望者の双方への働きかけに努めます。



若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用

令和3年度は、ガイドラインを効果的に周知するとともに、地元商店会との対話を継続し、景観整備機構や地元商店会を交えた事前協議・事後評価によるガイドラインの運用を目指します。

問い合わせ：鎌倉市役所 都市景観課都市景観担当 TEL:0467-61-3477

鎌倉市 景観づくりの取組み

(令和2年(2020年)4月1日～令和3年(2021年)3月31日)

第4号
令和3年度版
2021. - 10月
発行

1 景観重要建築物等（第36号）を新たに指定

令和2年10月9日に、新たに猪熊邸（旧武基雄自邸）を景観重要建築物等（第36号）に指定しました。当該建物は、極楽寺に所在する戦後モダニズムの建築家・武基雄（1910～2005）の旧自邸です。

武氏自ら「三角の箱」と呼んだこの住宅は、鎌倉特有の高低差の大きい谷戸の地形を活かして正方形平面の躯体を半ば地下に埋め込むことによって、方形（ほうぎょう）造りの屋根を細い路地の奥に浮かぶように見せており、緑豊かな古くからのまち並みと戦後モダニズム建築が魅力的な調和を見せています。



建築物の概要

建築物名	猪熊邸（旧武基雄自邸）
所在地	鎌倉市極楽寺一丁目
建設年	昭和50年（1975年）
設計	武基雄（株式会社武建築設計研究所）
施工	不詳
構造	鉄筋コンクリート造2階建て、一部平屋建て
規模	建築面積 103.27㎡ 1階床面積 69.84㎡ 2階床面積 60.69㎡ 延べ床面積 合計130.53㎡
屋根	2階建て部 鉄骨造、方形造り、天然スレート葺き 平屋建て部 鉄筋コンクリート造、陸屋根
外壁	鉄筋コンクリート吹付塗装
基礎	コンクリート布基礎

建築家・武基雄とは？

石本建築事務所勤務を経て、早稲田大学で教鞭を取りました。モダニズム建築を得意とし、鎌倉のまちづくりにも尽力しました。
○その他の作品：鎌倉商工会議所、古川市民会館（現大崎市民会館）（宮城県）など



▲ 西側立面図



▲ 南側立面図

■ 発行に際して

鎌倉市は市民の皆さんと協働で景観づくりに取り組んでおり、平成8年（1996年）に鎌倉市都市景観条例、平成19年（2007年）には鎌倉市景観計画をつくり、これらに沿って鎌倉にふさわしい優れた景観づくりを誘導してきました。平成29年（2017年）に鎌倉市景観計画の内容見直しを一つのきっかけとして、市民のみなさんに市の活動をわかりやすく伝える活動報告を作成したいと考え、「鎌倉市景観づくりの取組み」の発行に至りました。

この「鎌倉市景観づくりの取組み」を通じて、みなさんに市の取組みを発信すると同時に、みなさんの景観づくりへの参加や意見交換のきっかけになればと思っています。

2 鎌倉市屋外広告物条例の骨子案を検討

まちの安全・活性化に資する「鎌倉市屋外広告物条例」の制定(令和4年4月施行予定)に向けて、鎌倉市屋外広告物条例の骨子案を検討しました。

本市では、これまで神奈川県屋外広告物条例の運用により、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止に努めてきましたが、近年の屋外広告物を取り巻く環境の変化に対応するとともに、鎌倉の地域性に配慮した、よりきめ細やかな基準の設定や運用が求められるようになりました。

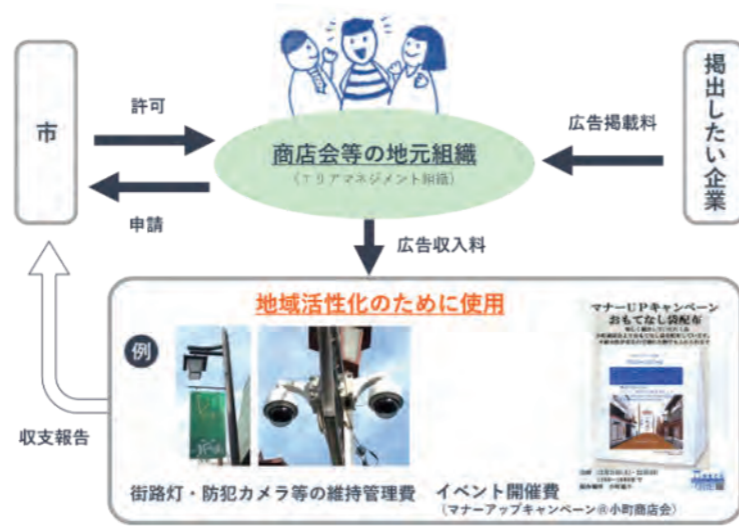
骨子案には、災害時の安全管理やLED照明付き広告物等の新しいタイプの広告物の基準、地域の活力や魅力向上につながるエリアマネジメント広告の基準等の検討を取り入れています。

◆地域の活力や魅力向上につながる「エリアマネジメント広告」とは？

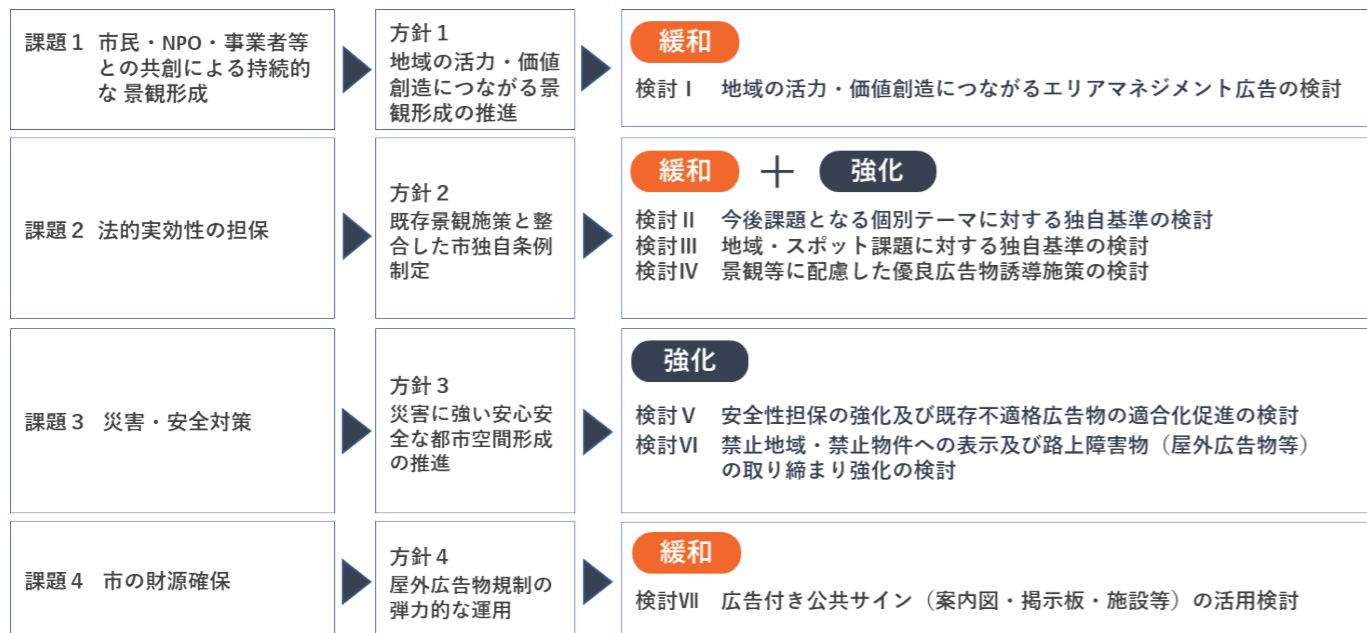
財源確保のために公共空間(道路、公園、広場等)に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を街路灯・防犯カメラ等の維持管理や地域活性化のためのイベント開催など、まちづくりの費用に充てるものです。



街路灯
バナーフラッグ



▲ 商店会が所有する街路灯バナーフラッグによる
エリアマネジメントの仕組み



▲ 市民意見募集後に確定した骨子

3 若宮大路・小町通り景観形成ガイドラインの運用を開始

平成30年度、令和元年度の2箇年で地元の商店会と作成した「若宮大路・小町通り景観形成ガイドライン」の運用を開始しました。

新型コロナウイルスの影響を受け、ガイドラインのお披露目会等を実施することができませんでしたが、鎌倉駅の地下道ギャラリーに展示し、周知を図りました。また、ガイドライン策定以降も商店会との対話を続けたことで、市民・事業者・行政が対等な立場で景観まちづくりについて話し合う環境を整えることができました。

ガイドラインを見た地元の方からは、「当事者意識が生まれて良い」「今まで漠然と感じていたことが具体的に示されていて良き理解できる」といった意見がありました。



▲ 若宮大路の立面図

4 旧村上邸保存活用事業が土地活用モデル大賞理事長賞を受賞

土地活用モデル大賞(主催:一般社団法人都市みらい推進機構、後援:国土交通省)は、土地の有効活用や適切な維持管理に取り組み、土地活用の模範的事例、「成功モデル」となる事例を募集し、優れた事例について「国土交通大臣賞」をはじめとする表彰を行い、優れた土地活用を全国的に紹介しその普及を図るものです。

旧村上邸の保存活用事業者である株式会社エンジョイワークスと鎌倉市とで第17回土地活用モデル大賞に応募し、都市みらい推進機構理事長賞を受賞しました。



▲ 旧村上邸



※旧村上邸の概要については「鎌倉市景観づくりの取組み 第1号」をご覧ください。



鎌倉市は「SDGs 未来都市」として、全国 29 自治体の一つに選定され、旧村上邸が SDGs の先行モデル事業として位置づけられました。経済(「働くまち鎌倉」「住みたい・住み続けたいまち鎌倉」の実現)、社会(市民自治の推進・共生社会の実現)、環境(自然・歴史・文化の継承)の三側面をつなぐ総合的取組の相乗効果である SDGs の概念を可視化し、広く市民等に PR することとしています。単なる利益追求型の保存活用事業ではなく、旧村上邸の周辺環境や地域特性と調和するとともに、SDGs の概念を可視化し、それを発信するような保存活用事業を提案する事業主体を選定しました。

*SDGs とは?
持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) のことで、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の 17 の開発目標とそれを実現するための 169 のターゲットのことで、

